

認可外保育施設を開設される方に

1 認可外保育施設とは

名古屋市内には、児童福祉法の規定により名古屋市長が認可している保育所及び家庭的保育事業等があります。

これに対して、保育を行うことを目的とする施設であって認可されている保育所及び家庭的保育事業等以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。ベビーホテル、ベビールーム、託児所などと呼ばれる施設や、会社や病院が従業員のお子さんのために設置する事業所内保育施設などがあります。

2 認可外保育施設の基準について

認可外保育施設を開設するにあたって、事前に許可や認可などの手続きはありませんが、名古屋市内におきましては「名古屋市認可外保育施設立入調査等実施要綱」を制定し、認可外の保育施設が「施設・運営・保育の基準」を充たし、子どもたちの安全や発達を守る施設であるよう指導しています。要綱の第 7 条に「施設・運営・保育の基準」が定められていますので、施設を開設する前に充分把握してください。

3 認可外保育施設の届出について

施設開設後は児童福祉法に基づき、事業開始から 1 ヶ月以内に名古屋市長に届出が必要です。届出をいただきますと、子ども青少年局の職員が施設を訪問し、届出の内容を確認することになります。ただし、イベントなどの期間中のみ臨時に開設される施設、店舗などで販売などの間に限り顧客のお子さんを預かる施設などは届出が不要となっています。また、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご注意ください。

幼児教育を主目的にした施設の場合は、活動内容などで保育施設かどうか判断することになりますが、少なくとも 1 日 4 時間以上、週 5 日以上、年 39 週以上施設で親と離れることが常態となっている場合には保育施設として届出対象となります。

4 開設後の調査指導について

事業を継続している場合は次の報告や調査をお願いすることになります。届出の有無に関係なく、原則として認可外保育施設すべてが調査指導の対象となります。

(1) 年に 1 回～2 回、運営状況に関する報告書を提出していただきます。毎年度前半に届出済施設には報告書をお願いする通知を発送します。また、特別なことがあった場合（重大事故や食中毒事故があった場合や、長期間預かり続けているお子さんがいる場合など）も報告をお願いします。

(2) 年に 1 回～2 回、事前に日時を連絡の上、子ども青少年局の職員が施設の立入調査をします。ここで、基準に満たない事項が認められた場合は、文書や口頭で指導することとし、改善されるまで繰り返し指導をすることになります。また、毎年行う調査とは別に、状況に応じて、特別の立入調査も行うこともあります。

5 児童福祉法に基づく措置

届出や報告、立入調査について具体的には要綱で定めていますが、これらは児童福祉法に基づき行なわれるものです。そのため、協力していただけない場合などには罰則の適用があります。届出を怠った場合などは50万円以下の過料、報告や立入調査に協力しない場合などは、30万円以下の罰金となっています。また、名古屋市長は、改善の指導に従わず改善されない場合などに、事業の停止や施設の閉鎖を命ずることができます。

「届出制」のポイント

平成14年10月施行の児童福祉法の改正によって認可外保育施設に義務付けられた事項を総称して「届出制」といいます。届出制の内容は以下のとおりです。

1. 設置開設の届出（法第59条の2、施行規則49条の2、3）
開設後1ヶ月の間に名古屋市長に届ける必要があります。届出すべき事項は届出用紙に記載してあります。
2. 内容の変更、廃止等の届出（法59条の2、施行規則49条の3、4）
届出内容の重大なものに変更があった場合や施設を休廃止する場合も届出が必要です。
3. サービス内容の掲示（法59条の2の2、施行規則49条の5）
施設にはサービス内容などを記載した掲示をする必要があります。（作成例あり）
4. 契約内容の説明（法59条の2の3）
利用者に契約内容を説明する必要があります。
5. 契約書面の交付（法59条の2の4、施行規則49条の6）
契約内容を書面等にして利用者に交付する必要があります。（作成例あり）
6. 運営状況の報告（法59条の2の5、施行規則49条の7）
毎年運営状況を報告する必要があります。本市においては毎年必要な時期に別途運営状況報告書の提出をお願いしております。

届出制の目的は、施設の掌握の他に、届出事項の公表によって悪質な施設を排除するというものがあります。公表の方法は、届出事項を立入調査で確認し、インターネットでリストとして市民に提供しています。

名古屋市 子ども青少年局 保育部 保育運営課 保育指導担当
〒460-8508 名古屋市中区三の丸1番1号
TEL 052-228-1483
FAX 052-228-1487
Eメール a3972-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp